

平成十三年政令第二百三号

貿易保険法の一部を改正する法律附則第十一条の国を定める政令

内閣は、貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。
貿易保険法の一部を改正する法律附則第十一条の政令で定める国は、ボリビア、エクアドル、エチオピア、ギニア、ホンジュラス、マダガスカル、モザンビーク、ナイジェリア、タンザニア及びザンビアとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年二月四日政令第四〇四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月五日政令第三二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日政令第一二五号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十六年九月一〇日政令第二六九号）

この政令は、公布の日から施行する。